電子交換所決済専用特別当座勘定にかかる

「逆引振替に関する規則」の特則

（趣旨）

第１条　「電子交換所決済専用特別当座勘定にかかる「当座勘定規定」の特則」（以下「電子交換所決済専用特別当座勘定特則」という。）第４条第１号に定める電子交換所決済専用特別当座勘定からの逆引振替については、「逆引振替に関する規則」（以下「逆引規則」という。）によるほか、この特則の定めるところによる。

（電子交換所決済専用特別当座勘定からの逆引振替）

第２条　電子交換所決済専用特別当座勘定からの逆引振替は、電子交換所決済専用特別当座勘定特則に定める届出拠点を逆引規則第１条第１項に定める「逆引通知店として指定された取引先」とし、電子交換所決済専用特別当座勘定を逆引規則同条同項に定める「被逆引店として指定された取引先の当座勘定」とする逆引振替とする。

（逆引通知店と被逆引店の関係）

第３条　この特則に定める逆引振替を行う場合には、逆引通知店は被逆引店と同一の営業所等であるものとして取り扱う。

（特則の改正）

第４条　日本銀行は、電子交換所決済専用特別当座勘定の適切な運用を確保するため、必要と認める場合には、この特則を改正することができる。